

いじめ防止基本計画

1 学校いじめ防止基本計画の策定にあたって

本校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）、「東京都いじめ防止対策推進基本的方針」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」（平成26年7月10日東京都・東京都教育委員会決定）を踏まえ、「大田区いじめ防止基本方針」（令和3年4月1日改正）に基づき、「馬込中学校いじめ防止基本方針」を定め、「いじめ防止基本計画」を策定する。

2 組織等の設置

- (1) 本校は、いじめ防止等に関する取組を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、各学年及び特別支援学級の主任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成される「学校いじめ対策委員会」を設置する。運営にあたっては、校長、副校長、生活指導主任、各学年及び特別支援学級の生活指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、不登校対応巡回教員で構成される生活指導部会内で週に1回開催する。
- (2) 重大事態が発生した場合には、本校はその事態に対処し、区教育委員会と協議の上、学校いじめ対策委員会において、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、速やかに区教育委員会へ報告する。

3 いじめの防止等に関する取組

本校は、区教育委員会と連携して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

(1) 未然防止

- ・学校全体に「いじめは絶対に許されない」という意識高揚のため、朝礼や行事、学年集会、学級活動、道徳などを通じて横断的にいじめ防止に関する指導を徹底する。
- ・道徳はもとより、各教科等の学校の教育活動全体を通じて、決まりやルールについての理解を深め、人権意識や規範意識を養うとともに、いじめを許さない態度を養う。
- ・いじめに関する内容を教職員校内研修等で扱い、OJT等を通じて教職員の資質を向上する。
- ・インターネット等によるいじめ防止も視野に入れ、セーフティ教室や各種教育的DVDの視聴、また関係諸機関を利用した講習会等を開催し情報モラルについて啓発を図る。
- ・教育相談（7月、12月）、保護者会（4月、7月、3月）、学校だよりを含めた広報などを通して家庭との連携・協力を強化し、開かれた学校づくりを推進する。

(2) 早期発見

- ・教師と生徒の信頼関係を構築するため、日頃よりコミュニケーションを深め、心の通った生徒指導を心がける。
- ・教育相談（9月・1月）、大田区学校生活・いじめ調査（6月、11月、2月）、学級集団調査WEB-QU（6月、2月）、毎学期実施する学校の生活についてのアンケートを活用した教育相談を実施し、早期のいじめの実態を把握するとともに、生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・保健室及びカウンセリング室の利用を促すとともに、外部機関との連携を図り、電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・生徒に関する情報を全教職員で共有し、複数の視点から客観的に対応を検討する。

(3) 早期対応

- ・いじめを発見した場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに担当学年で情報を共有し、生活指導主任、管理職に報告を行い、対応を検討し、組織的な対応を実施する。
- ・事案が生じた場合は早期に事実確認を行い、該当生徒の保護者と連携する。
- ・生活指導主任、管理職は、いじめ対策委員会を開き、必要に応じて関係諸機関に連絡する。
- ・情報を得た教員が一人で抱え込むことのないよう、定期的に行われる学年会等で情報交換を行い、生活指導部会、企画会等で、相談できる体制を整える。
- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先する。
- ・いじめられた生徒が落ち着いて学校生活を送れる環境を確保する。
- ・いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取り組みやいじめを撲滅する啓発活動を行う。
- ・いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・必要に応じて学校便り等での周知や保護者会の開催など保護者と情報を共有する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、区教育委員会、児童相談所、池上警察署、大森少年センター、子ども家庭支援センター、その他の専門的知識を有する機関と連携して対応する。

(4) 重大事態への対処

いじめられた生徒の安全を確保したうえで速やかに次のことを実行する。

- ①重大事態が発生した旨を直ちに区教育委員会に報告（第一報）するとともに、報告書を提出する。
- ②重大事態発生については、区教育委員会と協議のうえ、いじめ対策委員会で詳細な事実確認を行う。
- ③重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び区教育委員会が行う調査に協力する。
- ④いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対応を行う。
- ⑤いじめられた生徒が落ち着いて学校生活が送れるよう環境を確保する。
- ⑥いじめに関する情報を保護者に伝えとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ⑦必要に応じ、生徒や保護者への心のケアを行う。
- ⑧関係機関や専門家等との相談・連携による対応を行う。
- ⑨報告された重大事態の調査結果について区教育委員会に報告するとともに、区の調査（再調査）に協力する。

(5) 関係機関等と連携した取組の推進

- ・近隣町会、青少年委員、民生児童委員、主任児童委員、地域教育連絡協議会で、学校実情や課題を報告し、地域の教育力活用を図る。
- ・児童相談所、池上警察署、大森少年センター、子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカー、その他の専門的知識を有する機関との連携を図る。
- ・本校に関する情報は、どのようなことでも積極的に情報を得られるよう、地域、家庭への情報提供を呼びかける。

※確認「重大事態」 (1) 生命、心身、財産に重大な被害（自殺を図る、傷害を負う、金品の被害、精神の疾患）
 (2) いじめによる不登校
 (3) 生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」と申し立てがあったとき
 R3年2月 東京都教育委員会「いじめ総合対策」上巻に詳細が掲載されています。